

戦後教育改革期における学校観の一断面

— 6・3制成立期の帝国議会請願を素材に —

齋藤 友美枝 (福島大学大学院教育学研究科)
羽田 貴史 (教育学)

はじめに

戦後教育は、「民主主義」を高らかに謳い、階層性を持った戦前の学校制度は、より機会均等なものへと改革された。これらの新しい制度を背景にして、国民の学校への期待は、どのように変容し、あるいはどのように変わらなかったのか。

戦後教育改革期における国民の学校観を明らかにしたいと考えている。そのために、被占領期(1945～1952)の帝国議会、国会の請願委員会、建議委員会の議事録の分析を行う。

議事録を取り上げるのは、「行政史的な次元だけではなく、それに対抗もしくは対応、あるいは順応しつつ、自らの教育要求をつきつけてきた社会の側から(教育史を)捉えようとし、さらに、その教育要求を政治的に集約、媒介し、それを国家につなぐ機能を果たすもの」(本山幸彦『帝国議会と教育政策』iii頁)として、議会を考えるからである。

ここでは、敗戦直後から6・3制成立期までの第86、88、89、90、91、92回帝国議会の請願委員会議録を主な対象として分析する。

1 敗戦直後の教育政策と米国教育使節団報告書

まず初めに、文部省の教育政策にみる学校観を検討する。

「画一教育改革要綱(案)」⁽¹⁾(11月20日)は、「新タナル時代ノ性格ト之ニ基ク要請ニ即応」することを「趣旨」とした「学校ノ程度、種類、修業年限、教科ニ関スル画一性ヲ破棄ス」等、戦前教育における封建的形式主義や教育に対する国家的統制の「再検討」を内容としている。

しかし、「再検討」でしかないこの案は、戦前教育理念の上であり、学校体系については言及することのない、具体性に乏しいものであった。

「女子教育刷新要綱」⁽²⁾(12月4日閣議諒解)では、高等教育の女子への解放として、女子大学の設置や大学の男女共学を、また、女子中等教育のレベルを男子並みにすることがいわれている。

しかし、中等教育における男女共学が欠落しており、戦後教育改革のスローガンのひとつである「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等」は、不完全なものとなっている。

以上のように、1945年の11月から12月にかけて、文部省が作成した独自の教育改革プランは、新しい時代の教育を認識する文部省側の力量を示すとともに、戦前の思想をベースとした力量の限界、改革構想の不完全さをもあらわすものである。つまり、文部省は戦前の学校観を変えられずにいるということができる。

こういった状態は1946年になっても変わらない。同様の観点から、その後の文部省の力量とその限界を示すものとして、学校教育局の青少年教育課で作成した「青年学校教育制度刷新要領」⁽³⁾を検討する。

「青年学校教育制度刷新要領」の冒頭は次のようである。(引用中の〔 〕は削除、 は加筆である。)終戦後ノ新事態ニ鑑ミ国民ノ教育文化ノ向上ヲ期シ勤勞青少年ニ對シ國民的基礎教育ノ上ニ更ニ公民トシテノ教育水準ヲ高ムルト共ニ職業ニ關スル教育ヲ施シ眞ニ新産業人トシテ文化日本建設ノ基盤タルベキ使命ヲ達成セシメンガ為現行青年學校並ニ國民學校高等科ノ教育制度ヲ刷新改善シ左記要領ニ依リ新ニ〔公民〕實務中學校(仮称)制度を制定シテ勤勞青少年教育態勢ヲ強化確立セントス

「勤勞青少年教育態勢ヲ強化確立」することが目的であることからわかるように、日本側教育委員会の報告や米国教育使節団報告書のような単線型体系は考慮されることがない。したがって、

すべての青少年に同等の中等教育を保障するものではなかった。

のみならず、国民学校高等科と青年学校の改組にとどまる改革案であった。そのことは、教育方針や教科課程等の文面からうかがえる。

一、教育方針

〔公民〕 實務中學校ハ國民基礎教育上繼續シテ國民教育完成ヲ目途トシ職業生活、社会生活、經濟生活ニ須要ナル職能ヲ修得セシメ以テ公民タル資質ヲ育成スルヲ目的トスルコト

本科3年の男女共義務制であり、大多数の国民教育の完成という点で、「職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」という青年学校の目的を存続するものと考えられる。

二、課程

(イ)～(ロ)省略

(ニ)教科ハ公民科、職業科、普通學科、理科

〔保健〕 体育科、藝能科及家庭科（女子）トシ生活ト遊離セザル全一統合ノ教育ヲナスコト

これは、国民学校と青年学校の教科を組み替えたものにすぎない。

八、經過的措施

(イ)～(ロ)省略

(イ)公民實務中學校ノ校舎、設備施設等ハ國民學校高等科並ニ青年學校ノ校舎、設備施設等又ハ社会教育施設、産業施設等ヲ 充當スルノ措置ヲ講ズルコト

設備の上からも、社会教育施設や産業施設を校舎にしようとしていることから、青年学校の継承であるといえる。

興味深い点は授業時数についてである。

二、課程

(ニ)教科課程ハ各學年ニ付一ケ年一〇五〇時以上トスルコト

これは、全日制でなければこなせない。教育水準向上の意図はうかがえるが、勤労青年には無理

な時間割である。しかも就労についての配慮は、雇用者に対する就学させる義務、就学奨励費の交付のみである。

(イ)教科課程ハ都市・農漁村等地方ノ實情、生徒ノ境遇ニ依リ適當課程ト時数トヲ選ビ教育シ以テ教育効果ヲ擧グルト共ニ就學ヲ容易ナシラムルガ如ク弾力性ヲ持タシムルコト

無理な教科課程を地域の実情や生徒の境遇に依る弾力化で対応しようとするものである。

七、其ノ他

(イ)省略

(ロ)公民實務中學校ノ研究科本科在學者の中等學校修了者ハ課程ノ定ムル処ニ依リ専門學校ニ入學ヲ〔一字不明〕願得ル資格ヲ附與スルコト

研究科修了者は専門学校への入学資格を得ることができ、進学機会を増やすことになるが、大学へは進学できない。教科内容からもおそらく無理であろう。教育の機会均等を徹底し、高等教育をすべての青年に開放しようとする意識からは程遠いものがある。

このように、日本側教育委員会報告書や米国教育使節団報告書が作成された後であるにもかかわらず、文部省の政策は、一貫して戦前の学校制度への存続を主眼としており、改革への消極的姿勢が見られるものである。画一打破や機会均等を首唱しながら、その改革案が旧態依然としているのは、とりもなおさずその根幹にある学校観が不変であることを示すものである。

文部省改革案と対照をなすものとして、次に、1946年3月に作成された米国教育使節団報告書を検討する。

「1. 日本の教育の目的及び内容」のなかで、報告書は、被支配者とエリートとを区別した教育を「19世紀的パターンに基づく」と否定している。

人々の譲渡することのできない普遍的な権利は、主として教育の課程を通じて守護される。学校は人々の諸経験を補足し豊かにするために設けられる。個人が一生を通じて最善の自己を前進的に達成するような結果をもたらす教育こ

それが、もっとも望ましい。(4)

個人の権利としての教育、経験を豊かにするために設けられる学校といった考え方を明示する発想は、日本側にはみられなかった学校観である。

民主主義の下に個人の価値を尊重し、その能力を最大限に引き出すことを教育の目的とした米国教育使節団報告書は、科学的精神を損なう試験第一主義を批判し、教育の機会均等に基づいた単一の学校体系を示唆している。

以上みられるように、米国教育使節団報告書は、開放的で平等な改革案を示していた。それは、個人を尊重する精神に根ざした新しい学校観から生まれたものであったと思われる。

次に1946年2月7日に設置された日本側教育委員会の報告書を検討する。日本側教育委員会は、米国教育使節団報告書に多くの影響を与えたといわれている。

日本側教育委員会の報告書は、学校体系が、国民学校初等科終了後に3つの種類に分けられている点を取りあげ、これら各系統が互いに他の系統への連絡を欠いていることから、「この制度は国民生活の階層化を助長するには有益であるが、能力に応じた進学や生活向上のために均等の機会を与えるには不利益な制度である。」と判断し、第一案として、単一の6・3・3・4の学校体系を提案している。階層性の指摘は、米国教育使節団報告書と論旨を同じくするものである。

このような差別的な学校体系に対する批判は戦前からあり、教育改革同志会などで、6・3制の学校体系を提案していたが、日本側教育委員会の提案する学校体系は、国民学校高等科・青年学校の系統をも含む、完全な単線化であり、上級中学校卒業者は誰もが大学への入学資格を持つ開放的な制度であった。

しかも、すべての青少年に中等普通教育を保障しようとする改革であり、青年学校によって、分日制ではあるが、米国教育使節団報告書にはない、後期中等教育の義務化をも示唆するものとなっている。

また、「五、教育方法問題に関する意見」の中でこの報告書は次のように言っている。

教師の教育活動を方向づけるものゝ一つとして、学校に就ての考へ方がある。素より学校は、

そこで教師が教育する場であるけれども、それはたゞ学校において教育するといふ意味と、学校によって教育を行はせしめるといふ意味とで、二つの異なった観念になる。前者の学校観にあつては、教師の直接活動—講義、説明、等が教育方法の主導にならなければならぬ。…中略…而して、そこにはその教育的方法が、所謂教授法の狭い意味で工夫せられ又いろいろ発達もする。しかし、教師即ち大人の活動に直接指導せられるとき、児童自身の生活は必ずしも充分に発展しない。これに対して、後者の考へ方、即ち学校によって教育が行はれるとする学校観にあつては学校はたゞ場所でなく、児童をして自己学習活動を、活発に豊富に又組織的に誘発せしめられ、充実せしめられるやうに施設せられた、それ自身教育方法でなければならぬのである。(5)

つまり、学校を児童の活動の場と考える「学校観」へ「旧式なる」それを「改正」しなければならないことを報告書は述べている。この新しい「学校観」は、短命に終わった大正自由主義教育の考えを受け継ぐものであると思われる。

また、教育方法上の障害として教科課程の画一と試験制度を問題としている点は、米国教育使節団報告書と同じである。

日本側教育委員会の報告書は、権利として教育を捉えることが出来ないところに学校観の限界がみられる。けれども、後述する民間の教育改革案のほとんどが、複線型の中等教育、職業教育の重視を主張していたことから、積極的な教育の機会均等や普通教育の一般化に、戦前から蓄積された日本人側知識人の進歩的な認識、改革の力量がうかがえるのである。

2 日本側教育委員会報告書を生み出した民間の教育改革案

第1章では、文部省、米国教育使節団、日本側教育委員会の教育改革案をそれぞれ検討した。この章では、対象を日本側の知識人へ広げることにする。そこで、日本側教育委員会であった有賀三二、戸田貞三に送られてきた個人の教育改革案、いわゆる有賀文書、戸田文書の中から、日本側教育委員会報告書に影響を与えたと思われる民間教育改革案を中心に検討する。

1946年3月、有賀三二は、青年学校長牛山栄治から、「学校教育制度改革私見」⁽⁶⁾を受け取っている。或いは、有賀が牛山へ求めたものかもしれない。

冒頭の「一、序言」のなかで、改革すべき問題は次のように指摘されている。

日本在来の教育制度に於て最も大なる欠陥をなしてゐたものは、勤労大衆青年教育の軽視と、資格主義出世主義に起因する、入学試験制度の固疾である。

軽視の社会的な原因として、非民主主義的で特権的封建的な学校セクト主義と学校相互の横の関係にある障壁の存在をあげ、また、青年学校教育自体の原因として、独立校舎がなく自主的経営が困難であったことをあげている。

入学試験制度については、次のようである。

斯る不自然極まる狭き関門が數次に亘って設けられてゐる為、日本の学校教育は劃一注入的なものとなり生徒は自発活動の機会を失い、判断力を不必要とし、青年の精氣は盡く消磨せられてゐる。

学校教育の画一性が、入学試験制度によるカリキュラム規制に起因することを指摘した点は違見である。同様の指摘は牛山から影響を受けたと思われる日本側教育委員会報告書にもみられる。

このような問題意識に支えられた「二、改革の方針」は、次のようである。

(一)敗戦日本の直面せる事情は、在来の〔楽か一筆者〕学的学業青少年の学業の繼續を著しく困難にしてゐる。夫故学校はその種類の如何に拘らず或程度の生産活動を採り入れねばならぬ。斯くて所謂勤労青少年との劃然たる區別を撤し、国民皆勤労の習性を学校に於て育成する。…中略…

(二)四学校相互間に存在するセクト主義を打破し、入学、進学を中心として相互上下への有機的連携交流をはかり、同一階梯の学校に於てはその学校種別による卒業資格の間に差等を設けざること。

このように、大多数を占める勤労青年と一部の特権を持つ学校に通う青年との區別を無くすことにその中心がある。これは、文部省にみられるような特権学校温存の改革案とは対照的な姿勢である。

「三、教育革新体系図」にも明らかだが、中等学校までは完全な義務教育、そして、高等学校の3年間は準義務教育機関となっている。

具体的には「四、改革の要旨」に次のようになっている。

(一)国民の義務教育を満六歳より満十五才迄の九ケ年とし、此期間の教育は原則として國費を以て行はれる。それ以上満十八才迄の三ケ年の教育は準義務制となし、國民の就学は各自の責務として奨励される。

中略……

(2)現行の國民義務教育は國民学校青年学校に於て十三ケ年が課されてゐる。新制度は事實上の義務教育を十二ケ年として一年短縮する。身体の発達が顕著で、犯罪統計に於ても極端に上昇してゐる此の時代を保護年令として取扱ふ事は極めて妥當である。

児童保護の立場から学校教育を位置づけているのは注目される視点である。

(3)現行の國民学校高等科・青年学校・中等学校は總て發展的解消して新たなる三年制の中等学校とする。新中等学校は青年期前期の一般基礎教育の機関で、全國民に晝間三ケ年義務制を以て行はれる。……中略

したがって、前期中等教育の統一しかも公費の教育を目指した進歩的な改革なのである。

此の結果初等学校卒業生は悉く上級学校に進及出来るので、不自然な受験の為の課外指導は廃され、初等学校の教育は劃一注入主義から解放されて、その方法は或はデスカッションメソッドにより、或はゼミナルによる等格段の進歩を遂げ、児童の体位は著しく向上する。

次に中等學校の教育が劃期的に横に拡充したため、國民の教養水準は格段と高まり、判断力は増し民主的自由日本建設の基盤は強固になる。

(4)右の制度実現の支障は事實上に於て存在しない。あらゆる検討を経て国民学校の八ヶ年の義務制は既に決定してゐるので、晝間通年制による教育の延長は僅かに1ヶ年に過ぎぬ。この1年の農村に於ける労働力は決して無視出来ぬが、運営の如何により実施は困難でないといふ農村 年学校長は報告してゐる。工場に於ては従来高等科出身者を直ちに労役に服せしむるよりも、更に工場に於て1ヶ年間の教育を施した方が優秀なる熟練工を作る上に効果的であるとして、既にこの教育を実施してゐるところが多かつた。

更に考慮されることは、日本の勤労供給量から見て、敗戦後の今日その過剰は當然豫想され、厚生省に於ても労働最低年令を引き上げることが考慮されてゐるといふ。

先に述べた児童保護と共に、労働力の問題は重要な視点である。

(二)中等学校の卒業者は準義務として全員高等学校に進級する。高等学校は第一部(在来の高等学校)、第二部(在来の専門学校)、第三部(在来の青年学校上級学年)の3部に分れ、青年期後期の教育が行はれる。

日本側教育委員会報告書には、準義務制とは明示されていないものの、「上級中学校へ入学しない者は総て青年学校に入学せしめること。」となっており、戦後教育改革では、後期の中等教育までの「準義務化」までが構想されていたのである。

この「学校教育制度改革私見」は、戦前からたびたび問題とされてきた、教育による階層や教育の画一性の原因と対策を明らかにした点で、また、児童保護や労働力を考慮した広い視野を持つ上で教育内容について触れられていない点や権利意識が薄い点はあるが、この時期の改革案としては秀逸のものである。

このことは、同時期の個人の教育改革案を検討すると一層明確になる。

1946年2月、有賀三二は、京都府福知山市青年学校長土井竹次から書簡を受け取っている。

その中には、個人の学校体系改革案としては最も早い時期のものと思われる、「高等科を廃止し、初等科から青年学校へ、直結せよ」⁽⁷⁾が同封されている。書簡文によると、これは1945年12月8日

に「私達の声」として放送されたものとのことである。

ここで最も強く主張されているのは、国民学校高等科の廃止であり、またそれによる青年教育の一元化である。

書簡は、「大衆青年に教育の機会均等を与へよ」として青年学校修了の優秀者にも、大学進学之道を開くことを述べている。しかし、中等教育は青年学校と中等学校に分けられており、青年学校の内容は、普通教育よりも職業教育に重点が置かれている。

同じく有賀三二宛の書簡に同封されたものに、京都府青年学校校長会の1946年1月30日の「決議」⁽⁸⁾と1946年2月5日の「青年学校教育振興ニ関スル意見書」⁽⁹⁾(京都府青年学校校長会)がある。

「決議」は、「1. 制度改革ニ関スル件 2. 教育内容刷新ニ関スル件 3. 教員ノ資質向上、待遇改善ニ関スル件 4. 組織運営ニ関スル件 5. 独立統合ニ関スル件」の5項目にわたっている。

「1. 制度改革ニ関スル件」では、青年学校の名称の改称や女子の義務制と程度の引き上げ、また卒業者の進学就職を中等学校卒業者と同等にすることを、「5. 独立統合ニ関スル件」では、「名實共に獨立ヲ強化スルコト」つまり、独立した校舎の要求を主張しているが、中等教育は複線のままである。

「青年学校教育振興ニ関スル意見書」も、1月30日の「決議」と違いが見られない。

これらの改革の主眼は青年学校の存続にあり、存続される青年学校教育の充実による「改革」であつた。

戸田文書の中に、1945年12月1日に新日本教育研究調査会の発表した「新日本教育建設ニ関スル意見」⁽¹⁰⁾がある。

教育ノ機會均等ニ基キ、各学校ノ門戸ヲ開放シ、教育制度ヲ拡張シテ、青少年ノ進希望ヲ満足セシメ、学校類型ノ多様化ヲ図リ、被教育者ノ個性ト環境トニ適合スル教育ヲ行ヒ、特ニ勤労青少年ノ為ノ学校ヲ整備充実シ、更ニ学校卒業ニ依ッテ付與セラルベキ各種ノ特權ヲ廃止スル等、民主主義的教育機構ヲ確立スルコトガ緊要デアル。

「第9、学校制度」のなかでは、このように述べられているが、学校類型の多様化のみで、戦前の学校が存続する形となっている。

このように、「教育の機会均等」は、戦前の頃からいわれてきたことではあったが、すべての人に中等普通教育を制度的に保障するという考え方は、戦後もすぐには出て来ていないといえる。

1946年4月に戸田貞三を委員長とした教育制度研究委員会の答申⁽¹⁾が出されている。しかし、この答申では、小学校5年、中学校3年が義務制となっているが、後期中等教育が複線型の継続であり青年学校からは大学へ進学できないようになっている。1946年4月を過ぎると、6・3制の義務教育を主張する案がその主流となる。単線型の学校体系案も多くなる。しかし、教育内容は、実業的なものに偏り、普通教育の解放の発想ではなかったようである。

3 帝国議会請願の特徴と学校観

これまで、文部省、米国教育使節団、日本側教育委員会とそれに影響を与えた牛山栄治の改革案等を検討してきた。

この章では、それらの背景となった国民の教育要求を帝国議会請願より分析する。議会資料を使う理由は「はじめに」で述べた通りである。もちろん、帝国議会の請願の資料のみから国民の教育要求を推し量ることは、教育要求という概念が大き過ぎることや請願にからむ政治的利害の存在等から、もとより限界があることである。しかし、国民の「主体的」な学校観の一断面をみる上で有益な作業であると思われる。

ここでは6・3制成立期までの、第86、89、90、91、92回帝国議会衆議院請願委員会議録と第86、90、92回帝国議会貴族院請願委員会議事速記録を対象としている。請願の件数、主体、項目、地域についての量分析は別表のとおりである。

なお、かかげた日付は請願の付託日を、不明の場合は採択日を採用した。

(1)第86～89回帝国議会

まず、この時期の請願件数は、非常に少ない。第86回帝国議会は貴族院4件、衆議院36件の計40件、第87回、第88回は貴族院、衆議院ともに0件で、第89回では貴族院0件、衆議院13件の計13件

である。同じ人物が複数の請願を出していることも多い。

また項目別件数をみると「その他」が多い。ここには、第86回帝国議会貴族院請願委員会文書表第30号「大東亞建設ノ聖業ニ關スル史料編集機關ノ設置ノ件」(1945年3月22日採択)や第86回衆議院第2「學徒報償金ニ關スル請願」(1944年12月26日付託、商業・西田幸次郎、紹介議員坂東幸太郎)等、直接「学校」に関わらないと思われるものを入れた。

次に多い項目として、「初等」「財政」があげられるが、これは新潟県の、第86回衆議院第95「豪雪地國民學校校舍除雪費國庫補助ノ請願」(1945年1月26日付託、2月5日採択、町長・今成幸一外15名、紹介議員今成留之助)、同じく2月5日に採択された、第361(町長・笠尾佐門外19名)、同第362(村長・佐藤東吉)、同第363(村長・河内弘吉外23名)、同第364(町村長会長・関口愛吉)、同365(町村長会長・五十嵐原吉)、同366(町村長会長・内藤久一郎)と、全く同じ内容の請願によるものである。

第86回は敗戦前、第89回は敗戦後となるわけだが、最も多い項目が「その他」であること、次に比較的多いものとして、「高等教育機関」の「設置」が挙げられること等、請願項目の構造に関しての違いはみられない。

次に、項目の内容についてみる。たとえば、「高等教育機関」の「設置」についてみる。たとえば、「高等教育機関」の「設置」については、第86回と第89回に同じ「工業専門学校設置」がいわれている。

第86回衆議院第16「鹿屋市ニ工業専門学校設置ノ請願」(1944年12月27日付託、農業、永田良吉、紹介議員永田良吉)は、次のように主張する。

從來政府ハ餘リニ現實ニ囚ハレテ、將來ヲ達觀スル先見ノ明ガナイト思フノデアリマス、何故ニ今日マデ南九州ニ工業學校ガナイカ、唯政府ハ地方ノ人が請願デモ出ストソレニ囚ハレル傾向ガアルガ、政府トシテハ斷乎タル信念ヲ以テ指導サレニケレバナラヌト思フ、現在鹿屋ハ海軍ノ工廠モアルシ、航空基地トシテノ色々ナ關係カラ、私ハ南九州ニ高等専門ノ工業學校ガ必要デアルト云フコトヲ切實ニ感ズル者デアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ今日飛行機ガ出來ナ

表1 付託月別請願件数

第86回帝国議会 1944~45

	12月	1月	2月	3月	不明	合計
貴族院	0	2	0	0	2	4
衆議院	5	4	1	7	19	36

第89回帝国議会 1945

	12月	不明	合計
貴族院	0	0	0
衆議院	13	0	13

第90回帝国議会 1946

	6月	7月	8月	9月	10月	不明	合計
貴族院	0	0	1	2	0	2	5
衆議院	1	9	26	3	0	18	57

第91回帝国議会 1946

	11月	12月	不明	合計
貴族院	0	0	0	0
衆議院	1	1	3	5

第92回帝国議会 1946~47

	12月	1月	2月	3月	不明	合計
貴族院	0	0	1	2	0	3
衆議院	1	0	2	5	8	16

表2 主体別請願件数

		教育	民間	地方長	学生	議員	公吏	不明
86	貴族院	0	1	0	0	0	0	3
	衆議院	1	9	8	0	1	0	17
89	衆議院	0	6	0	0	0	0	7
	貴族院	1	0	0	0	0	2	2
90	衆議院	14	11	1	1	1	0	29
	衆議院	2	0	0	0	0	0	3
92	貴族院	1	1	0	0	0	1	0
	衆議院	0	4	5	0	0	0	7

表4 地域別請願件数

	北海道	東北	関東	北陸	中部	東海	近畿	中国	四国	九州	不明
86貴	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
86衆	5	0	1	7	0	1	0	0	0	3	19
89衆	0	0	1	2	0	0	0	0	0	9	1
90貴	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
90衆	4	1	15	4	0	1	4	0	2	11	15
91衆	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
92貴	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
92衆	3	2	3	0	0	0	0	0	2	1	4

表3 項目別請願件数

		初等	中等	高等	教員養成	実業	社会教育	学校	私立	女子	財政	制度	内容	理念	設置	昇格	教員	障害	学科	復活	存置	移転	校舎	その他
86	貴族院	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	衆議院	8	2	5	3	2	0	1	1	2	7	1	2	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	13
89	衆議院	1	0	8	0	0	2	2	0	1	3	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1
90	貴族院	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	衆議院	7	13	13	0	1	6	4	0	3	6	13	7	5	10	0	6	0	1	0	0	1	0	19
91	衆議院	1	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	2
92	貴族院	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	衆議院	1	0	9	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	3	4	0	0	2	0	2	0	0	4

これらの表はすべて第86~92回帝国議会請願委員会議録と同期の帝国議会請願文書表(国立国会図書館法令議会資料室所蔵)より作成したものである。

イ、コンナ恥ナコトガアリマスカ、「ビー」二九ヲヤツ付ケルヤウナ飛行機が出来ナイ、此ノドラシナイ態ト云フノハ何タルコトデアリマスカ、是ハ文部當局トシテモ、モウ少シ工業教育ヲ専門的ニ、面モ實際的ナ御指導ガ足りナイト思ウノデアリマス、

第89回衆議院第25「鹿屋市ニ工業専門學校設置ノ請願」(1945年12月5日付託、紹介議員永田良吉)では、次のようである。

鹿屋市ニハ丁度東洋ニ於ケル海軍ノ唯一ノ根據地トシテ從來數年ノ間、數億圓ガ投ゼラレテ、飛行場モ幾ツモアルシ、色々ナ航空工廠トカ各種ノ航空上ノ海軍ノ施設ガナサレテ居ツタノデアリマス、ソレガ今度戦争ニ敗ケタ結果、ソレヲ如何ニ平和産業ニ持ツテ行カウカ、又ハ教育上ニ之ヲ持ツテ行カウカト云フコトハ、國トシテモ地方民トシテモ大キナ問題デアリマス、…中略…

十九ノ工業専門學校設置、是ハ中等程度ノ工業學校ハ、市ノ獨立ノ經營デヤツテ居ル、是ハ工廠ノ残物デヤツテ居ル、之ヲ専門學校トシテ考ヘテ貰ヒタイノデアリマス、是ハ大隅半島一〔二字不明〕將來模範都市ニシタイト云フ意味カラ、斯様ナ請願ヲ致シタノデアリマス、要スルニ敗戦後ノ處置トシテ、軍國主義的ニ培ハレテ居タ鹿屋市ヲ百八十度ノ轉回ヲセシムルノハ教育ニ依ルノデアリ、食糧ノ増産、科學教育、生産等ノ部門カラ起チ上ル機關ヲ設置シテ戴キタイト云フ熱望カラ以上ノ請願ガ出タ譯デアリマス、

これを見るかぎりでは、その理由などよりもその地域に学校を作りたいだけのようにうけとれる。教育上の必要性や理念とはかけ離れた、地方名望家のしたたかな学校誘致であることがうかがえる。

また、「高等教育機関」の「設置」であるにもかかわらず、それはすぐさま産業に結びついていた。食糧増産のための第86回衆議院第12「鹿屋市ニ女子農林専門學校設置ノ請願」(1944年12月27日付託、農業・永田良吉、紹介議員永田良吉)や第89回衆議院第16「鹿屋市ニ農科大學校設立ノ請願」(1945年12月3日付託、紹介議員永田良吉)などがそれである。

戦前の専門学校教育は「技術」を重視し、戦時下はその必要もあって、実業教育との区別のできない内容となっている。そのことは後で述べる科学教育とも関連する問題であると思われる。

次に「内容」について、第86回衆議院第184「肝付三百年戦史ヲ國定教科書ニ編纂ノ請願」(1945年3月23日採択、紹介議員永田良吉)と、第89回衆議院第61「日本歴史再検討ニ關スル請願」(1945年12月12日付託、農業・永田登良己、紹介議員永田良吉)を比較する。

前者は以下のようである。

肝付氏ハ九百五十餘年前大隅高山町本城ニ居住シ、十六代三百年間皇祖發詳ノ聖地ヲ守リ、就中吉野朝時代ニハ吉野朝ノ為十代二百三十九年間島津氏ニ對抗シテ惡戰苦闘シ、孤立忠節ヲ全ウシタリ、仍テ政府ハ其ノ偉業ヲ國定教科書ニ載録シ、國民教育ニ資セラレタイト云フノデアリマス、

後者では以下のように述べる

政府ハ日本歴史ヲ再検討シ、戦争ノミニ重點ヲ置クコトナク學術發明等新日本建設ニ必要ナル史料ヲ加味シテ之ヲ改編セラレタシト云フノガ、請願ノ趣旨ニナツテ居ルノデアリマス、御承知ノ通り、我が國ノ歴史ハ、昨日ノ「マッカーサー」司令部ノ指令ニモアツタ通り、餘リ戦争好キナヤウナ點ニ重點ガ置イテアル氣ガスルノデアリマス、子供ノオ伽噺デモ能クゴザイマス桃太郎ノ鬼ヶ島征伐〔二字不明〕武力ニ依ツテ外地ノ宝ヲ取込シテ來ルト云フヤウナコトハ、是ハ古キ考ヘデアツテ、二十億ニ近い世界ノ民衆ト共ニ手ヲトツテ、將來世界ノ平和ヲ樂シムト云フ點カラ見マサルト、餘リ日本人ノ考ヘガ獨善的デアッタト云フコトハ、今度ノ戦争ノ敗因ノ結果ニ見テモ明カデアリマス

戦後すぐに軍国主義は否定されるが、天皇の戦争責任や天皇制それ自体については決して問われることがない。戦後の民主主義は、戦前の思想の延長上に受け入れられるのである。

「女子」教育については、第86回貴族院第22「北海道第二師範學校ニ女子部設置ノ件」(1945年1月31日付託、登坂良作、紹介議員栗林徳一)、第86回

衆議院第33「北海道第二師範学校二女子部設置ノ件」(1945年1月21日付託, 函館市長・登坂良作外4名, 紹介議員大島寅吉, 真藤慎太郎, 渡辺泰邦), 第86回衆議院第12「鹿屋市ニ女子農林専門学校設置ノ請願」(1944年12月27日付託, 農業・永田良吉, 紹介議員永田良吉), 第89回衆議院第21「鹿屋市ニ女子蠶絲専門学校設置ノ請願」(1945年12月5日付託, 紹介議員永田良吉)と、のべ4件ほど出ている。

第86回衆議院第33は次のように述べる。

我が北海道キ於ケル國民学校職員組織ノ狀況ヲ見マスルノニ、時局ノ推移ニ伴ヒ男子職員ノ不足ニ對スル補充ハ極度ニ困難ヲ加ヘ來リ、之ニ代替スル無資格女子教職員ハ激増ノ一途ヲ辿ルノ已ヲ得ザル状態ニアリマス、昭和十九年度初頭ニ於テ既ニ女子職員ハ全員ノ六割ノ多キニ達シ、更ニ日ヲ遂フテ上昇率ヲ示シツゝアルノデアリマス、斯ウナリマスト彼等女子ニ對スル正則ノ師範教育機關ヲ急速ニ擴充強化シ、其ノ質的向上ヲ圖ルハ緊急ノ要事ナリトシ、

これらは徴兵による人員不足を補うものであった。

戦後の第89回衆議院第21も以下のように女子の権利の発想からのものとはいえなかった。

現ニ鐘紡ノ桑園ガ千八百町歩モアツタ、ソレガ殆ト今ハ荒レテ居リマス、斯ウ云フ意味デ鹿屋市ニハドウシテモ今後女子ガ奮起セネバナラヌ、

注目したいものに、第86衆議院第296「教育ノ根本義再検討ノ請願」(1945年3月23日採択, 教師・瀧澤四郎, 紹介議員坂東幸太郎)がある。これは、1945年2月9日に出された戦時中の請願である。

紹介議員の坂東幸太郎は次のように説明する。

現在ノ戦争ガ如何ナル形ニ依リテ終局スルニセヨ、我が國ノ教育ハ根本的再検討ヲ加フル必要アルコトハ一般ニ認ムル所デアリマス、固ヨリ戦争ノ結果ハ餘斷ハ出来マセヌガ、併シ何レニセヨ現在ノ實情ヲ以テスレバ、此ノ世界的大試煉ニ打突カツテ見マス、科學的教育ノ不足ニ依ル軍事上、經濟上ノ不利益ハ覆フコトノ出来

ナイ實ニ悲シムベキ不合理得事實ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、其ノ他凡ユル點カラ見テ我が國ノ教育ハ消極的デアリ、唯我獨尊的デアリ、島國的デアリ、又神秘的デアリ過ギタコトハドウシテモ争フコトノ出来ナイ現實デアリマス

また、今井政府委員はそれについて次のように述べる。

教育ノ根本義再検討ト云フコトニ付テ、私共時代ノ變遷ト共ニ相當検討スベキモノガアルト考ヘマシテ、最近ニ於テモ從來法文系ニ重キヲ置イタ教育ガ、段々理科系ニ轉向スルト云フヤウナ點モハ見逃スコトノ出来ナイツノ根本方針ガ變ツテ來テ、今紹介者ノ言ハレマシタヤウナ現ハレダト思ヒマス、何分日一日ト時局ガ變遷致シマシテ、其ノ為ニ根本的ナ方針ヲ今立テルコト云フコトガ非常ニ困難ナ狀況ニアリマスガ、此ノ戦局ノ下ニ於テハ隨時政府ノ施策ニ即應致シマシテ、教育ノ方針ヲ改メテ行カナケレバナラヌト考ヘテ居リマス

戦時下において、専門学校等は次々に工業などの理科系の学校に転換された。しかしそれでも十分ではなかった。科学教育の不足を敗戦の一因としてとらえる考え方は、戦後の教育観へとつながっている。戦後いち早く文部省が科学教育局を新設し、「新日本建設ノ教育方針」の中で「科学的思考力を養う」ことの必要を説いたのもここに起点があると考えられる。

以上のように、敗戦直後の教育要求は、その構造の上からも内容からも戦前と何等変わるところがなかったといえる。

戦中既に科学教育への批判がなされ、戦後すぐ軍国主義の否定がなされたが、それらと教育勅語との関係については意識化されることがなかった。

戦時中に必要とされた専門学校教育は、戦後も復興のため重視された。政治的必要からの功利的教育要求である。そこには、国益を第1とする戦前の考え方が脈々と流れており、したがって国民個人の権利性に対しては総じて無批判であった。

(2)第90～92回帝国議会

米国教育使節団報告書をもとに具体的な改革が模索された時期である。特に憲法制定議会といわれる第90回帝国議会は、根強い影響力を持つ教育勅語の払拭を背景に新旧の価値観の混在する多彩な請願の出されたときである。

なかでも「中等教育」の「制度」に関する請願が貴族院と衆議院あわせて62件中14件と数多く出されている。

これらの請願に共通していることは、第90回衆議院第192「学制改革ニ関スル請願」(1946年7月16日付託、木村チヨ外4名、紹介議員木村チヨ)に述べられている通りである。

特ニ男女勤勞大衆青年教育ニ重點ヲ置キ國民教育ノ正系トシ、又教育ノ機會均等ヲ圖ル為メ進學制限ヲ撤廢スルヤウ學制ヲ改革シ、児童ノミナラズ青年ニモ就學ノ義務ヲ課シ

つまり、これまで軽視されてきた大多数の勤勞青年の教育を正系とすること、進学機會の均等、青年の就学義務である。

しかし、中には制度改革について具体的に触れているものもあるので、その内容を検討する。

第90回衆議院第344「青年學校制度改進ノ請願」(1946年7月27日付託、青年學校長・大田又蔵他2名、紹介議員小川原政信、武田信之助)は、次のような案を示した。

日本ノ將來ノ行ク途ハ民主主義ノ教育デナケレバナラヌ、機會均等ノ徹底シタモノデナケレバナラヌ、現在ノ青年學校ト云フモノハドウモ面白クナイカラ、公民學校ト云フモノニ改メテ、其ノ年限ヲ六年ト致シ、前期三年後期三年トシテ、サウシテ前期3年ヲ義務制ニシテ戴キ、後ノ3年ハ、之ヲ卒業致シマスト中等學校ト同ジ程度ノ實習科ヲ修メタモノトシテ、上級ノ方ニ行ケルヤウニ、斯ウ云フ風ニ差別待遇ガナイヤウニシテ戴キタイト云フ請願ノ趣旨デアリマス

第90回貴族院第28「青年學校制度ノ改革ニ關スル件」(1946年8月1日付託、青年學校長・大田又蔵他2名、紹介議員板谷順助)も同様の内容である。

6・3制の義務教育、機會均等にして、高等教育機関への進学をさまたげないことがいわれてい

るが、中等教育は複線のままで開放とはいえない。

前述の文書表第344号に対する長野政府委員の回答は次のようである。

必ズシモ中等學校ヲ卒業シタ者ト青年學校ヲ卒業シタ者トガ同ジ高等學校乃至專門學校ニ入学セズトモ宜シイ、即チ中學校等ハ別ト致シマシテ、青年學校ノ卒業生ガ進學スベキ高等學校、專門學校斯ウ云フモノヲ特設シテ、サウシテ青年學校ノ卒業生ノ多數ガ上級學校ニ進學ヲ得ル途ト、其ノ門ヲ開クコトモ亦参考案トシテ考慮スベキ所ハナイカ

第90回衆議院第501「國民學校ヲ9箇年義務制トスル教育制度確立ノ請願」(1946年8月6日付託、國民學校長・勢島常次郎、紹介議員小川原政信)は同旨の第502, 503, 504, 505と一括して審議された。その内容は、次のようである。

近頃國民教育制度ノ改革案トシマシテ、國民學校ヲ初等科六年ニテ打切ツテ、高等科ヲ廢シ、3箇年ノ義務教育制ニ依ル中學校又ハ是ト同等ノ公民學校ヲ設ケ、或ハ現在ノ青年學校ヲ中等程度ノ公民學校トシ、國民學校高等科ヲ之ニ吸収スルコトヲ主張スル者アルモ、是等ハ現在ノ國情又ハ經費、設備等ノ關係ヨリシテ實行困難ニシテ、且ツ過去ノ經驗ニ〔一字不明〕シ賛成シ難キ點アルノニ反シ、國民學校教育ノ擴充ハ、全國的ニ即時實行可能デアリマシテ、且ツ最モ効果ガ挙ル賢明ノ策ナリト思フノデアリマスカラ、速カニ公立國民學校ハ9箇年ノ義務制トセラレタイト云フデアリマス

これは階層的な中等教育の問題に対し全く無策であり、軽視されてきた大衆青年の教育に国民学校の拡充をもって対処しようとする、単なる国民学校高等科存続案に過ぎない。

学校体系複線型の発想が根強く残っており、米国教育使節団の報告書が出されているにもかかわらず中等、高等教育の一般開放の意識はなかったようである。

したがって、新しい「中等教育」の「内容」も第90回衆議院第592「青年學校ノ制度並教員ノ待遇改善ニ關スル請願」(1946年8月9日付託、青年學校長・寺田徳興外17名、紹介議員溝澤俊英)の日

高政府委員の答弁にもあるように普通教育よりも直接に役立つ職業教育に重みが置かれる。

青年學校ハ大體ニ於テ公民ノ教育ヲ授ケル所デナケレバナラナイト云フコトト、同時ニ産業ノ復興ノ為ニ役ニ立ツ職業的ニモ獨立シ得ルヤウナ職業教育モ加味シナケレバナラナイ…中略…從來ノ學校教育ガ往々ニシテ文學ニ始マリ書物ニ終ルヤウナサウ云フ學問ノ内容デナクシテ、勿論文學モ書物モ必要デアリマスケレドモ、其ノ他ノ體驗ト勤勞トノ加味サレタヤウナ學校デアリタイト思ッテ居リマス

これは、前に述べた複線型の発想からくるものであると思われる。こういった傾向は、前述の民間の教育改革案と同様のものである。

もう一つ見られる特徴は、「高等教育機関」の「設置」の増加である。

「産業開発」のための、第92回衆議院第147「鹿児島縣に理農科大学設立の請願」(1947年3月24日付託、紹介議員井上知治)がいわれるなど、専門的な高等教育による経済復興、特にその教育機関を置く地域の復興が、意図されていたと思われる。教育の発展がそのまま地域の復興につながると意識されていたと考えられる。

たとえば、四国では香川の第90回貴族院第70「四国総合大學設置ニ關スル件」(1946年9月7日付託、公吏・合田健吉、紹介議員松浦慎吾)と、愛媛の第90回衆議院第529「松山市ニ四国総合大學設置ノ請願」(1946年8月7日付託、園田進、紹介議員布利秋)とで大学の取り合いが見られる。

ほかに増加がめだつのは、「盲聾」などの障害児の教育刷新の請願である。

第92回貴族院第19「盲及び聾啞教育ノ刷新ニ關スル件」(1947年2月20日付託、日本盲教育会長・片山昇、紹介議員原泰一)では次の7点が要旨として挙げられた。

第1點は昭和二十二年度から盲及び聾啞學齡兒童の就學義務制を実施して貰ひたいと云ふことが第一であります、次は盲及び聾啞學校、詰り盲と聾啞、此の兩方の學校を分けて貰ひたいと云ふことが第二點であります、第三は盲及び聾啞學校の教員養成機關を整備擴充して貰ひたい、是が三であります、次は同じく盲及び聾啞

學校の教員の給料を國庫の負擔にして貰ひたいと云ふ點、第五は同じく盲及び聾啞の學齡兒童の學資を國が支給するやうにして貰ひたいと云ふことであります、第六點は盲及び聾啞學校の教科書を國が出版をして戴きたい、最後に第七點と致しましては、今迄戰災で焼けて居ります盲及び聾啞學校を國費を以て復舊して貰ひたい、以上の七點が主要點でございます。

権利の主張というにはあまりにその権利性を意識していない面も、次ぎの文面からはうかがえる。

是等の子供は成る程身體的缺陷ではありますけれども、教育を致しませば一人前になりまするので、之を始めから無能力者として教育の義務を免除する特別扱をすると云ふことは、新憲法の本質にも反すると云ふやうな點に鑑みまして、さうした兒童にどうか是からは就學の義務を課して戴きたいと云ふことになるのであります。

しかし、これはこれまで顧みられることのなかった障害児の教育を受ける機会の均等の主張である。

第91回衆議院第89「盲及聾教育刷新ニ關スル請願」(1946年12月12日付託、日本盲教育会長・片山昇外1名、紹介議員山口好一)にも同様のことがいえる。

同じように、「女子教育」についても機会均等の主張が見られる。

第90回衆議院第858「官立綜合女子大學設立ノ請願」(1946年9月3日付託、竹田高子、紹介議員大橋喜美)に対する田中国務大臣の答弁では、「高等學校ニ付キマシテハ、他ノ専門學校トハ違ッテ、尚ホ共学ト云フコトニハ研究ヲ要スル」とあるものの、第90回衆議院第508「女子教育ノ根本方針確立ニ關スル請願」(1946年8月5日付託、会社員・梅原悦太郎、紹介議員板東幸太郎)のなかで日高政府委員は次のように述べている。

日本ノ女子教育ト云フモノガ男子ニ比ベテ程度ガ低カッタコトハ事實デアリマシテ、今後女子ニモ參政權ガ與ヘラレ、隨テ政治上ニモ、社會上ニモ女子ノ判斷ガ大キナ作用ヲ致スノデアリマスカラシテ、女子ノ教育、殊ニ高等ノ教育ニ

付テハ一段トカラ入レタイト考ヘテ居リマス

これらは米国教育使節団報告書の影響を受けたものであると推測され、限界はあるにせよ、教育の機会均等という戦後の価値観の変化の一つではある。

比較的多く見られる項目に「社会教育」がある。第92回衆議院第4「新憲法の本質に関する請願」(1946年12月28日付託、会社員・梅原悦太郎、紹介議員坂東幸太郎)は、「新憲法を國民に周知せしめ、その精神を徹底せしめること」を主張する。

これに限らず國民の、特に青少年の思想善導に関する請願は多い。

国の復興のため、また不良化の防止のため民主主義を教育により徹底するという考えは軍国主義を民主主義に変えただけで、その教育の中央集権的システムは不変のものである。「教育すれば何でもできる」と言う命題は戦時下において証明されたことであった。

以上のように、かつて戦争に勝つために一丸となった國民は、戦後は国の復興のためにまた一丸になろうとし、そのよりどころを求めている。かかげるスローガンは変わっても、中央集権的な教育のシステムは変わることなく、弱まることもなかったと思われる。

戦前の理念を引きずったまま戦後の改革は行われている。平和憲法によって捨てなければならなかった武器の代わりに国家の再建が教育に期待されるようになる。

教育の力は前にも述べたように戦前において実証されており、また教育による個人の発展が地域や国の発展と矛盾しないとされていた時代でもあった。したがって社会と個人の利害の表層における一致が、一層教育に対する期待を加熱させたのだと思われる。

- (1) 鈴木英一編『資料教育基本法30年』(学陽書房、1973年8月1日)78頁
- (2) 『近代日本教育制度史料』第18巻、506頁
- (3) 有賀三二文書(国立教育研究所教育史料調査室蔵)

作成月日は不明であるが、1946年4月16日の『読売新聞』で報道されていることから、少なくともそれ以前であろうと思われる。なお、仲新『日本現代教育史』(第一法規、昭和44年11月25日)273頁には以下のような記述がある。

「青年学校教育制度刷新ニ関スル件」(国立教育研究所蔵)、原案は学校教育局青少年教育課で4月16日起案、5月3日付けの文書で、その後他局に回付したようである。

- (4) 村井実訳『アメリカ教育使節団報告書』(講談社学術文庫、昭和54年1月10日)60頁
- (5) 宮原誠一他『資料日本現代教育史1 1945～50』(三省堂、1974年)40頁
- (6) 有賀三二文書(国立教育研究所教育史料調査室蔵)

この文書の作成日は特定できないが、文中の「あたかも3月5日には勅語を拝して民主日本建設の基盤たるべき新憲法の草案は示され、化又3月7日からはマ元師に招請せられたる米国教育使節団の活動は開始せられた。」より、7日以降であると考えられる。

なお、赤塚康雄『新制中学校成立史研究』(明治図書、1978年9月)156頁によると牛山案は他に『全国青年学校教員会期NEWS』No.7(「学校制度改革に関する件」と『青年教育』創刊号(「学制問題改革私見」)とに掲載されているとのことであるが、筆者はまだ見ておらず、ここでは、有賀宛の文書についてのみ述べることにする。

- (7)(8)(9) 有賀三二文書(国立教育研究所教育史料調査室蔵)
- (10)(11) 黒沢英典「わが国における6・3・3・4制学校制度成立の経緯」(『武蔵大学人文学会雑誌』第19巻第2号、1988年)中の戸田文書より引用した。

この論文は、斎藤友美枝の修士課程における研究の一環として、羽田貴史教官の指導の下に執筆したものである。